

平成 24 年 2 月 21 日

各府省 あて

内閣府公共サービス改革担当事務局

### 競り下げの試行について

各府省におかれては、平素より多大な御協力をいただき有難うございます。

さて、競り下げの試行につきましては、公共サービス改革プログラム（平成 23 年 4 月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）において、平成 23 年度より、コスト削減や新規参入促進等の効果、現行会計法令下における制約・課題、中小企業の受注機会や事業活動への影響等につき十分な検証を行うため試行することとされております。

現在、平成 23 年度の試行に係る検証結果を取りまとめているところではございますが、競り下げの効果を十分に検証するためには、平成 24 年度も引き続き試行を実施することが必要となる見込みです。

平成 24 年度においては、効果をより正確に検証する観点から、試行件数の増加（一般競争入札の対象となる品目を含む）、価格下落の可能性がある品目や価格変動を比較できる品目についての試行などを重点的に取り組むこととしたいと考えています。例えば、①印刷製本梱包発送、各種研修業務、各種システム保守運営業務、情報通信機器類（パソコン等）、備品（電化製品等）、消耗品（蛍光灯等）などの物品・役務、②過年度及び同年度に調達した契約と規格及び仕様が類似し、前年度または市場価格と価格比較が可能な契約、などです（左記以外を排除する趣旨ではありません）。

引き続き、試行の実施について御協力をお願い申し上げますこととなりますので、試行対象の選定等の準備を開始頂くよう、お願い申し上げます。

## 競り下げについて

平成24年2月21日

内閣府公共サービス改革担当事務局

財務省主計局法規課

公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ)において、平成23年度より競り下げの試行を実施することとされた。

当該競り下げについては、その対象が少額随意契約に限定されるものではなく、各競争参加者が競り下げを実施する者(当該競り下げに係るサイト運営事業者等)との間において、予め当該競り下げを実施する者を入札代理人にする旨の同意を得て、当該同意を得た入札代理人により入札(競り下げの終了時点において記録されている各競争参加者の提示した最低価格をもって行う入札)を行わせる方式により、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の5第1項の規定に違背することなく実施できるものである。

なお、この場合、当該競り下げ実施者が、各競争参加者の入札代理人となることから、競争の中立性・公平性を確保する観点から、当該競り下げ実施者と各競争参加者間の情報の遮断等についての取扱いを入札公告及び契約書に記載するなど適切な対応を図るものとする。